「原動機付自転車の右折方法（二段階）」を表示するもの（327の８）

「原動機付自転車の右折方法（小回り）」を表示するもの（327の９）

「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）（327の８）」

「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）（327の９）」

（道路標示に関する経過措置）

３　この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。

旧令の道路標示の種類	新令の道路標示の種類
「歩行者用路側帯」を表示するもの（108の３）	「歩行者用路側帯（108の３）」
「専用通行帯」を表示するもの（109の６）	「専用通行帯（109の６）」
「進行方向別通行区分」を表示するもの（110）	「進行方向別通行区分（110）」
「右左折の方法」を表示するもの（111）	「右左折の方法（111）」
「普通自転車歩道通行可」を表示するもの（114の２）	「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114の２）」
「普通自転車の歩道通行部分」を表示するもの（114の３）	「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114の３）」

（国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の廃止）

４　国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年内閣府国土交通省令第三号）は、廃止する。